

# 歯学研究科課程修了認定のための学位論文取扱いに関する内規

制定 昭和61年4月16日  
改正 平成4年5月20日  
平成13年3月12日  
平成15年2月7日  
平成22年7月7日  
令和6年12月4日  
令和7年8月8日

第1条 岩手医科大学大学院歯学研究科（以下「本研究科」という。）の課程修了認定のための学位論文の取扱いについては、岩手医科大学大学院学則及び岩手医科大学学位規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（学位申請要件）

第2条 学位申請を行う者は、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすこと。

- （1） 本研究科に3年以上在学し、本学大学院学則第8条に規定する所定の単位を修得した者
- （2） 所定の手続きにより、初期審査・中期審査に合格した者
- （3） 入学試験（英語）若しくは入学後に実施する英語試験に合格した者又は本研究科教務委員会が別途定める外部英語試験で所定の条件を満たし入学試験（英語）が免除された者

（学位論文提出に要する書類）

第3条 学位論文を提出するときは、次の書類等を提出しなければならない。

- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| （1） 学位論文審査願（様式3）            | 1 通             |
| （2） 学位論文                    | 4 部及びデータ（PDF）   |
| （3） 参考論文（添付する場合のみ）          | 各 4 部及びデータ（PDF） |
| （4） 主論文要旨（様式8）              | 1 通             |
| （5） 論文目録（様式4）               | 1 通             |
| （6） 履歴書（様式5）又は学位論文提出者概要     | 1 通             |
| （7） 戸籍抄本                    | 1 通             |
| （8） 歯科医師免許証又は医師免許証を有する者はその写 | 1 通             |
| （9） 共著論文承諾書（共著論文の場合のみ）      |                 |
| （10） 学位申請者他の分担内容（共著論文の場合のみ） |                 |

（学位論文審査委員の選出）

第4条 主査および副査は本研究科委員会が選出した大学院担当教員とする。

- 2 学位論文審査委員は、主査1名、副査2名とする。但し、本研究科委員会が必要と認めたときは、副査をさらに2名まで加えることができる。
- 3 学位論文の共著者に加わっている者は、主査になることができない。
- 4 本研究科委員会委員以外の者が学位論文審査委員となった場合、その審査委員は、当該学位論文1件について、本研究科委員会における合否の議決に加わることができる。

（学位論文）

第5条 学位論文は単著論文又は学位申請者が第一著者である共著論文をもって学位を請求することができる。但し、共著論文にあっては別に定める。

- 2 学位論文は原則として印刷公表したものとする。印刷中の場合は、その掲載証明書の添付を必要とする。

（研究発表）

第6条 学位論文を提出しようとする者は、その内容を本研究科委員会が指定する研究発表会において発表しなければならない。

（学位論文の提出期限）

第7条 学位を受けようとする者は、学位論文に所定の書類等を添えて本研究科委員会が定める所定の期限までに提出しなければならない。

（内規の改廃）

第8条 この内規の改廃は、本研究科教務委員会の議を経て本研究科委員会が決定する。

附 則

この内規は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年9月1日から施行する。(学位申請要件の明文化及び提出書類の変更、共著論文の明記)